

## 基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第12回） 議事概要

- 1 日 時 平成20年7月8日（火）16:30～18:05
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室
- 3 出 席 者  
廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、出口委員、堀江委員、松井委員、  
総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
東京都、神奈川県、日本銀行

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官  
安田総務省政策統括官付調査官、林総務省政策統括官付調査官

- 4 議事次第（1）「報告骨子（案）」について  
（2）その他

### 5 議事概要

#### （1）「報告骨子（案）」について

出口委員から、資料2に基づき、統計システムに関する提言及びITの利活用に関する報告骨子案についての説明の後、意見交換が行われた。その結果、第4ワーキンググループ報告案に「ITの利活用に関する研究開発」の項目を追加することとなった。主な意見は次のとおり。

- ・ ITの利活用に関する報告骨子案においては、関係機関として内閣府や経済産業省が記述されているが、当該利活用は政府全体として取り組む問題であり、また、目的外利用等統計制度にも関わる点もあるので、特定の機関のみ記述することは適当でない。
- ・ ツールであるIT部分のみが基本計画に盛り込まれ、それが10年後、統計の在り方を拘束するようなものになるとすれば問題である。
- ・ この問題は、技術的にこれから開発すべき多くの課題があるため、政府全体で取り組むのではなく、初めは小規模な形で着手し、その成果が確認された段階で次のステップに進むことが適当ではないか。
- ・ ITの利活用のための研究開発に当たっては、統計データ間のリンケージが必須となるが、こうした手法については、行政機関が統計データを様々な目的で自由に使っているとの誤解を国民に与え、調査統計への信頼性を損なう恐れがあるため、その点に関し十分配慮すべきである。

事務局から、資料1に基づき、前回会合での骨子案に関する議論を踏まえて作成した骨子修正案について説明が行われた後、審議が行われた。主な意見は次のとおり。

#### 【 - 1 行政記録情報の活用】

- ・ 今回、行政記録情報の統計作成への活用が一步前進したことを評価する。国民から二重に情報をとるような状況が続く場合には、何が障壁なのかを明らかにし、国民の選択を求めるべきである。

【 - 2 民間事業者の活用の在り方】

- ・ (1)の「イ 現状」における民間事業者の履行能力に関する記述は、他の項目に比べて必要以上に細かすぎるので簡略化すべきである。
- ・ 「調査員による実査」業務において民間事業者を活用する際に慎重かつ十分な検討が必要な調査の類型のうち、三番目の「閣議に報告されるなど調査結果が政府の経済財政運営の基礎資料として利用されている調査」については、該当する調査が恣意的に拡大しないよう、「閣議に定期的に報告されるなど」等と限定的な表現にする必要がある。仮に、広い解釈が可能な表現とせざるを得ないのであれば、当該類型に該当する調査が否かを判断する主体を明記すべきである。
- ・ 「調査員による実査」業務において民間事業者を活用する際に、慎重かつ十分な検討が必要な調査の類型については、骨子修正案に掲げられているもののほかに、「国民の生活及び権利義務に大きな影響がある調査」というものを追加できないか。この類型に該当する調査としては、最低賃金の策定等に利用されている賃金構造基本統計調査等が考えられる。
- ・ (3)の「ア 民間事業者がノウハウ等を持つ業務分野での積極的な活用等」の第1パラグラフについては、趣旨の明確化のため、最後の「積極的に民間事業者を活用」の前に「活用による効率化が見込める場合には」との記述を追加してはどうか。

【 - 3 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の充実】

- ・ 「非協力者への対処方針」の部分は、報告義務とその違反・罰則に関する記述が中心となっているが、新たな統計法では調査妨害等に関する規定も設けられているので、調査妨害等への対処方針に関することも記述する必要があるのではないか。
- ・ 「統計教育」という用語は、非常に印象が薄くメッセージ性がないため、例えば「利活用に重点を置いた統計教育」等のように修飾語を付けた方が良いのではないか。

【 - 2 統計データ・アーカイブの整備】

- ・ 学の力を活用し、官庁統計に関するインフラ整備を進めることが重要である。

(2) その他

今回の第4ワーキンググループ会合は、7月29日(火)の16:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>